

## はじめに

食育の基本は「家庭」にあります。家族で食卓を囲むことでコミュニケーションを交わし、食の楽しみと喜びを実感することが豊かな心を育みます。

本町では平成27年3月に「第2次愛荘町食育推進計画」を策定し、子どもから大人まで、住民一人ひとりが“食”の知識を習得し、また、食に感謝する心を養い、健全な食生活を送るための取組を推進してきました。

近年、食を取り巻く社会環境が変化し、食に対する価値観やライフスタイルの多様化により、家族の共食機会の減少、朝食欠食、過度の肥満・痩身、食の不継承等、様々な課題が生じており、特に子どもが大きな影響を受けています。これらの問題解決には、国や県の取組との整合性を図りつつ地域の特性を生かした施策を展開することが求められています。

このような状況を踏まえ、愛荘町では「みんなで囲んでおいしく食べよう～食からはじまる 健康づくり ひとづくり まちづくり～」を基本理念に掲げ、「第3次愛荘町食育推進計画」を策定いたしました。

本計画の実現に向けて、家庭や地域、学校、園、関係団体、行政などがさらに連携を深め、協働で「食育」を推進していきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、専門的な見地によりご審議いただきました食育検討部会の委員の皆様をはじめ、インタビューやアンケート調査、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました住民の皆様、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

愛荘町教育委員会 教育長 徳田 寿



# 〔目次〕

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の推進体制.....	2
4. 計画の進行管理.....	2
5. ヒアリング調査.....	2
6. 計画期間.....	3

## 第2章 愛荘町の食育をめぐる現状

1. 住民の食生活の状況.....	4
2. 前回計画目標の達成状況.....	7

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念.....	8
2. 基本的な視点.....	8
3. 基本目標.....	8
4. 施策の体系.....	9

## 第4章 食育の取組

1. 食を通じて豊かな心・健やかな身体をつくる.....	10
2. 食を通じてまち・文化を知る.....	12
3. まち全体で愛荘町の“食”を考える.....	14

## 第5章 目標値の設定

目標値の設定.....	16
-------------	----

## 資料編

1. 愛荘町給食センター運営委員会規則.....	17
2. 食育推進計画策定委員会委員名簿.....	19
3. 策定経過.....	20

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

食の欧米化や外食産業の普及など食を取り巻く社会環境の変化に伴い、過度なダイエットや偏食、米離れなどの食生活における栄養の偏りが問題となっています。また、インターネットやテレビゲームの影響によって、子どもの生活時間が夜型化することで睡眠時間が減少し、朝食欠食など食生活のあり方にも影響を与えており、このような食生活は肥満や生活習慣病にもつながることから、深刻な社会問題として注目されています。さらに、核家族化などの家庭環境の変化や個人のライフスタイルの多様化により、共食の機会が減少し孤食が進んでいます。

このような状況から、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、その後、同法に基づき、食育推進基本計画（平成18年度～平成22年度）が作成されました。さらに、第3次食育推進基本計画（平成28年度～令和2年度）では、朝食を欠食する国民の割合を減少させるとして、子どもの朝食欠食率0%を目指しています。

また、文部科学省の「食に関する指導の手引き」では、食生活全体の良好な状態を示す指標の1つとして、「楽しく食べる事」を掲げ、これは生活の質（QOL）の向上につながるものとされています。さらに、児童の体格の向上に反し、体力は低下傾向が続く深刻な状況にあり、体力向上のためには、適切な運動と十分な休養・睡眠の他に調和のとれた食事が必要不可欠とされています。

愛荘町では食育基本法、国の「食育推進基本計画」および県の「滋賀県食育推進基本計画」（平成30年度～令和5年度）を踏まえ、平成22年3月に「健康あいしょう21」に含まれる形で「愛荘町食育推進計画（平成22年度～平成26年度）」（以下「第1次計画」という。）を、平成27年3月に「愛荘町第2次食育推進計画（平成27年度～平成31年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、食育を推進してきました。

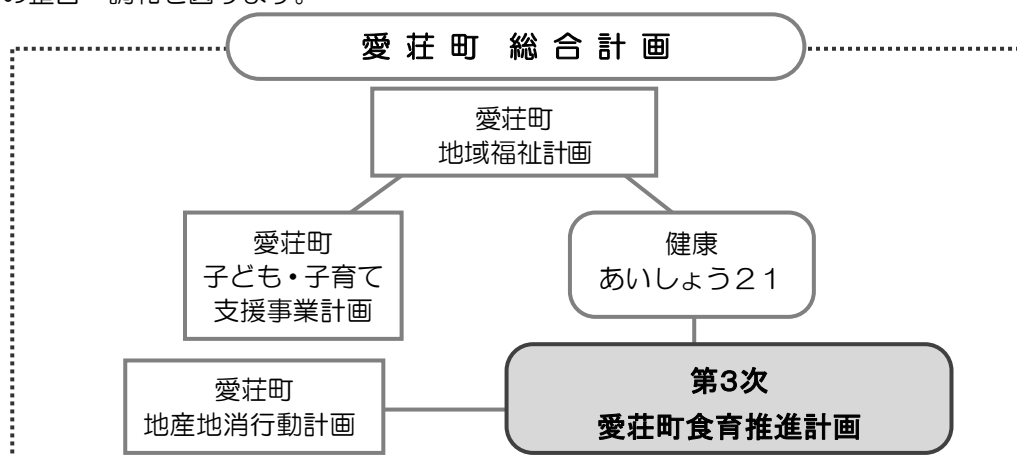
これまでの食育の取組状況として、第1次計画では創意工夫を取り入れながら年齢に応じた食育を展開しました。また、第2次計画では、学校給食の地場産物使用割合の上昇を目指し、様々な食育推進の担い手による主体的な取組や、担い手の連携・協力による事業展開を図ってきました。

このように、食育の推進の成果と、朝食摂取率の向上、家庭への食育の推進、生活習慣病予防のための食育など食をめぐる状況や諸条件を踏まえつつ、愛荘町の特性を生かし、学校、家庭および地域に焦点を当て、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、新たに第3次愛荘町食育推進計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項および「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）（平成22年法律第67号）第41条に基づき町食育推進計画として策定します。

国・県計画との整合性を図るとともに、上位計画となる「第2次愛荘町総合計画」をはじめ、町の各種関連計画との整合・調和を図ります。



## 3. 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、家庭や地域・保育所・幼稚園・小中学校・食育に関わる各種団体・行政等の各部署が連携を深め、協働により食育活動が活性化されるよう取り組みます。行政においては、健康づくり、教育、産業振興を中心に食育の施策を推進します。

## 4. 計画の進行管理

愛荘町給食センター運営委員会の食育検討部会において計画の策定や施策に関する審議を行うほか、計画の進行管理を行います。また、PDCAサイクル【Plan（計画をたて）、Do（実行し）、Check（実行の結果を評価して）、Action（計画の見直しを行う）という一連の流れ】に基づき、関係機関と連携を図りながら、進行状況を把握・評価します。

## 5. ヒアリング調査

令和元年7月～令和元年9月、食育に関する様々な活動をしている町内の団体や生産者・事業所（19団体）に振り返り調査・ヒアリング調査を実施し、現在の活動状況や、愛荘町の「食」についての課題、今後の愛荘町の食育の進め方についてインタビューをしました。

### 団体・生産者・事業所名

つくし保育園／愛知川幼稚園／秦荘幼稚園／愛知川小学校／愛知川東小学校／秦荘西小学校／秦荘東小学校／愛知中学校／秦荘中学校／愛荘町商工会／生産者2団体／生活研究グループ／東びわこ農業協同組合／健康推進課／図書館／農林商工課／福祉課／給食センター

## 6. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

また、社会情勢や食をめぐる状況の変化等が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 22～26 年度	平成 27～31 年度	令和 2年度～6年度
食育推進計画（当初計画）	第2次食育推進計画（前回計画）	第3次食育推進計画（今回計画）

### 食育とは・・・

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）の前文では、食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」とした上で、特に子どもたちに対する食育については「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としています。

また、食育とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。



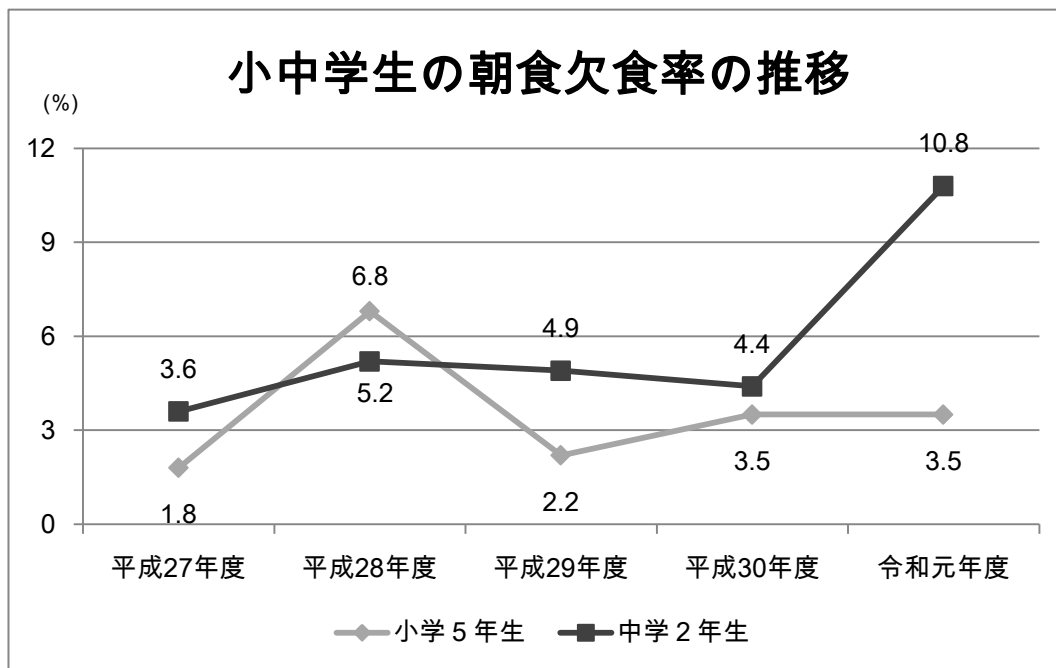
## 第2章 愛荘町の食育をめぐる現状

### 1. 住民の食生活の状況

参考：健康推進課「愛荘町福祉と健康のまちづくりアンケート」より

#### (1) 朝食の摂取状況

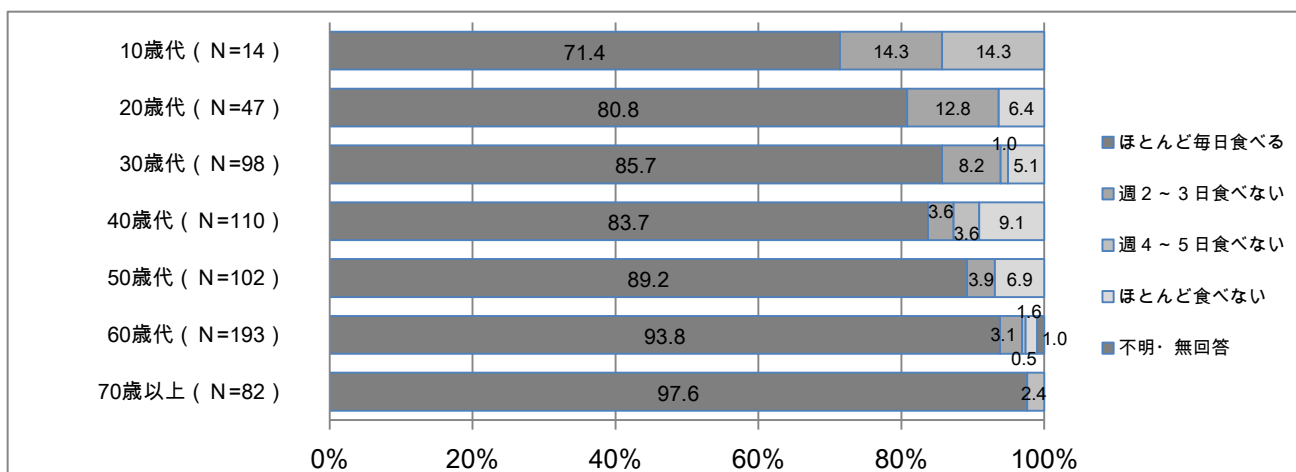
小中学生の朝食欠食率について、平成27年度と令和元年度を比較すると小中学生共に朝食欠食率は増加しています。



資料：朝食摂取状況調査 ※朝食摂取率は「時々食べる」「食べない」の合計

朝食を「ほとんど毎日食べる」人の割合は年齢を重ねるにつれて高くなってはいますが、「ほとんど食べない」は40歳代で9.1%と各年代で最も高くなっています。

#### 住民の朝食摂取状況

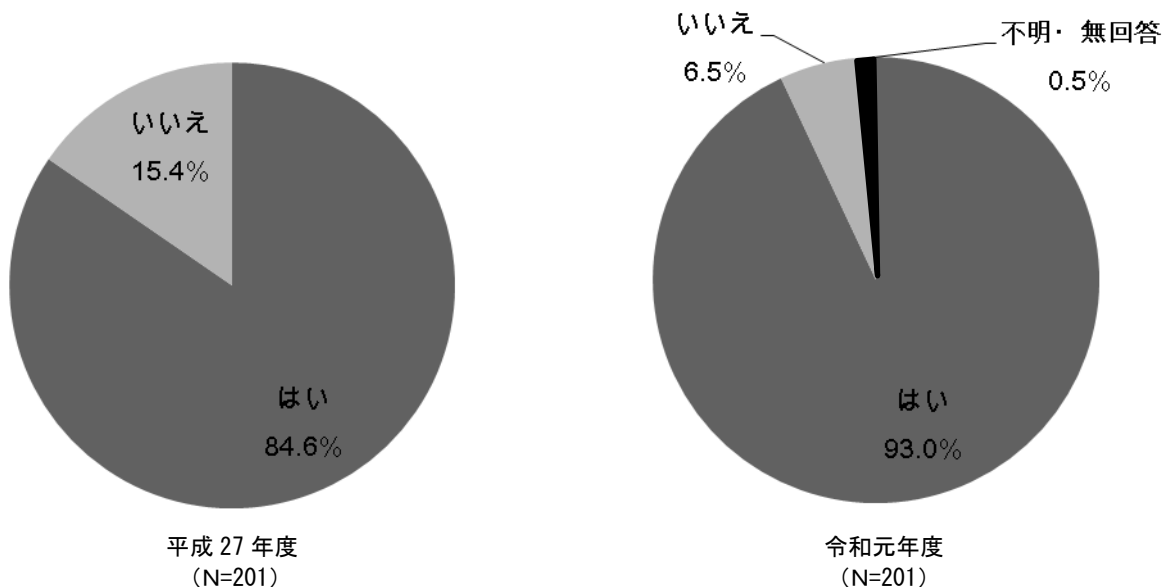


資料：健康推進課「愛荘町福祉と健康のまちづくりアンケート」

(2) 家族や仲間との共食\*について（中学生のみ）

共食については、中学生で「1日に1回は家族と食事をしている」割合が前回計画と比較すると、8.4%増えています。また、「していない」中学生が8.9%減り、各家庭で共食の機会が増えています。

あなたは1日に1回は家族と一緒に食事をしてますか。

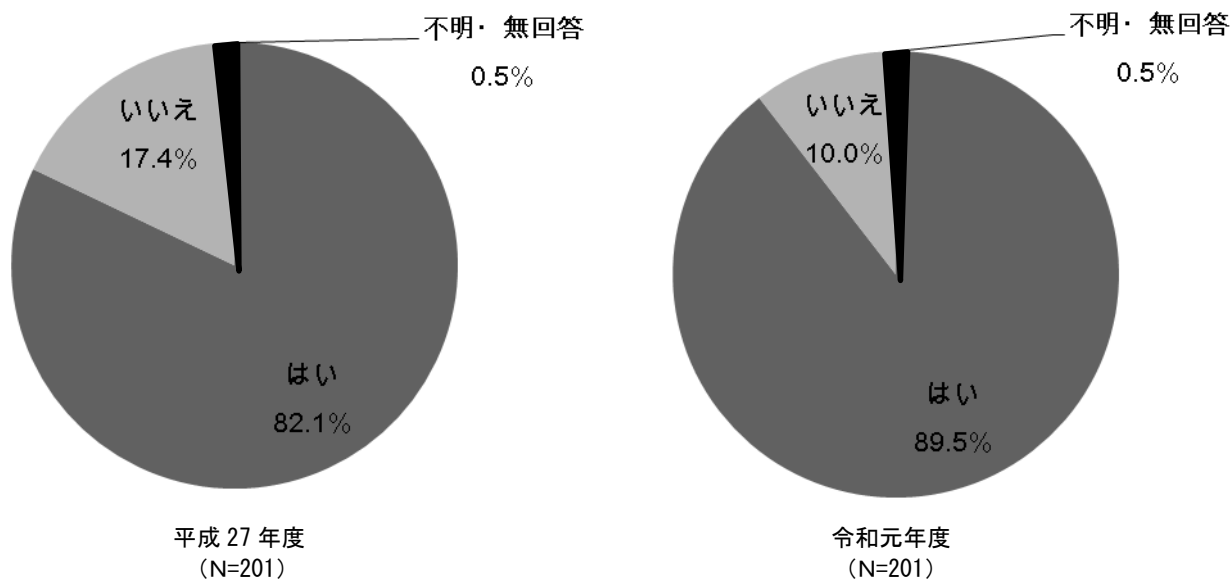


(3) 食事時間が楽しいか（中学生のみ）

中学生の 89.5%は食事が楽しいと答え、前回計画に比べても、食事時間を楽しいと答える中学生の割合は7.4%増えています。

家族と共に食事をすることで、食の楽しさを実感しながら規則正しい食習慣を身に付けることができるため、このような取組を推進する必要があります。

食事時間が楽しいですか。

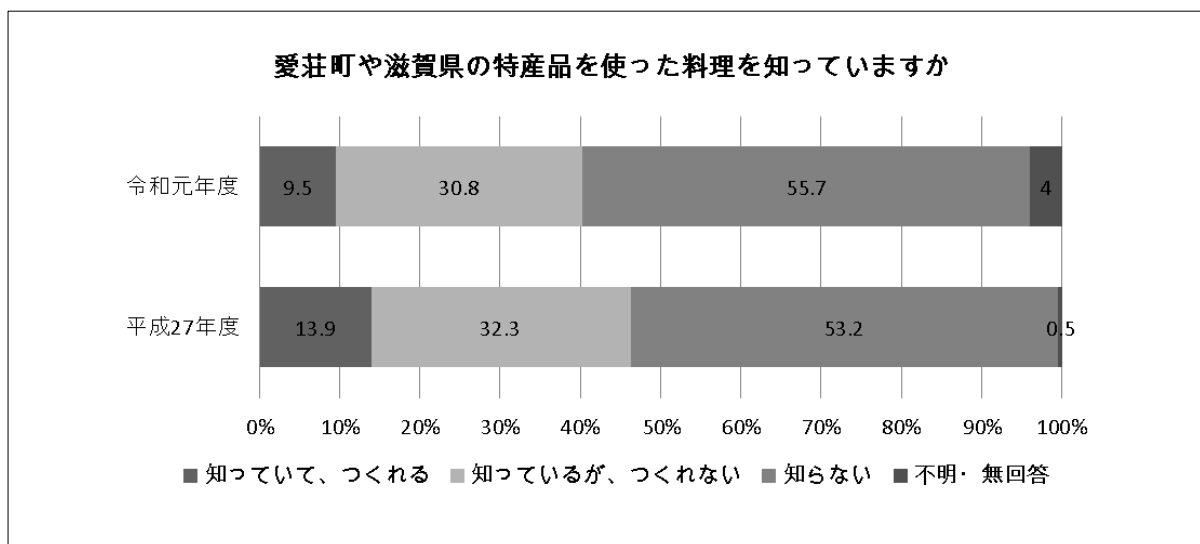


\*共食 誰かと共に食事をし、食事の時間を共有すること。

#### (4) 愛荘町や滋賀県の特産品を使った料理を知っているか（中学生のみ）

愛荘町や滋賀県の特産品を使った料理を「知っていて、つくれる」と回答した中学生は前回計画よりも4.4%減少しており、「知らない」との回答が半数以上となっています。

家庭・地域や学校で特産物を使用した伝統食や食文化に触れる機会を与え、次世代への継承のための取組を推進することが求められます。



### 「食育」ってどんないいことがあるの？

#### ① 共食するとこんないいこと！！

- ・自分が健康だと感じていることと関係しています。
- ・健康な食生活と関係しています。
- ・規則正しい食生活と関係しています。
- ・生活リズムと関係しています。

#### ② 朝食を毎日食べるとこんないいこと！！

- ・食事の栄養バランスと関係します。
- ・生活リズムと関係します。
- ・心の健康と関係しています。
- ・学力、学習習慣や体力と関係しています。

#### ③ 栄養バランスに気を付けて食べるとこんないいこと！！

- ・栄養バランスのとれた食生活と関係しています。
- ・病気のリスク低下に関係している食事パターンがあります。
- ・バランスのよい食事は寿命と関係しています。



参考資料：農林水産省～エビデンス(根拠)に基づいて分かったこと～



## 2. 前回計画目標の達成状況

前回計画で掲げた目標の達成状況は以下のとおりです。

### 目標の達成状況

【◎=目標達成 ○=改善 △=改善できず】

※平成31年3月健康あいしょう21策定のためのアンケート調査結果報告より

指 標		平成 25 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	平成 31 年度 目標値	評価
1日1回家族と食事をする中学生の増加		84.6%	93.0%	88.0%以上	◎
朝食を週3回以上 食べない人の減少	中学生 (中学生のみ2回以上)	10.0%	12.0%	7.0%以下	△
	16~19歳	7.9%	14.3%	7.0%以下	△
	20歳台	17.9%	6.4%	10.0%以下	◎
	40歳台	11.9%	12.7%	8.0%以下	△
食事への配慮	1日3回規則正しく食べる	69.0%	67.0%	すべての 項目で 現状より アップ	△
	野菜を多く食べる	57.4%	56.7%		△
	栄養のバランスを考える	40.2%	37.9%		△
	塩分を控える	32.5%	34.6%		◎
	油ものを控える	27.0%	21.9%		△
	家族そろって食べる	29.8%	29.8%		△
	腹8分目を心がける	25.3%	25.7%		◎
小、中学生における 肥満の減少	小学生全学年 男子	4.5%	6.3%	3.3%以下	△
	女子	3.8%	5.8%	3.2%以下	△
	中学生全学年 男子	6.9%	9.4%	4.7%以下	△
	女子	5.5%	7.5%	4.6%以下	△
成人の肥満者 (BMI25.0以上) の減少	男性	22.1%	22.7%	20.0%以下	△
	女性	13.7%	12.4%	10.0%以下	○
学校給食の地場農産物使用割合		23.9%	24.5%	28.0%以上	△

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

家族で囲む食卓は、食に関する正しい知識や食習慣を身に付ける場となり、健全な食生活を実現することに繋がります。食に感謝する気持ちを育むことで豊かな心や望ましい人間関係を築き、まち全体で食育ネットワークを構築できるよう進めていきます。

### 基本理念

## みんなで囲んでおいしく食べよう

～食からはじまる 健康づくり ひとづくり まちづくり～

## 2. 基本的な視点

本計画は以下の3つの視点のもとで、継続的に取り組みます。

### ①食を知り・感謝しよう

食育への関心を持ち、食への知識を身に付けることが大切です。また、私たちが食事をするまでには、多くの生命と人々が関わっています。生命への感謝、生産してくれる人への感謝、調理してくれる人への感謝を忘れずに食べ物をいただくことが大切です。

### ②地産地消を考え

#### 行動しよう

愛荘町の「食」について考えたことはありますか。生産現場を知り、自分が住んでいるまちに伝わる食べ方を知りましょう。食文化や伝統食について学び、誇りに思い、将来に伝えていくことが大切です。

### ③正しい食生活を

#### 実践しよう

1日3食規則正しく食事をすることで、食習慣を整えることが必要です。さらに、バランスのとれた食事は生活習慣病の予防に繋がります。また、誰かと楽しく食事することで、食に対する興味・関心を高めることが大切です。

## 3. 基本目標

### 1 食を通じて豊かな心・健やかな身体をつくる

住民一人ひとりが、1日3食規則正しく食べるなど理想の生活習慣を身に付けるとともに、自分に合った適切な内容・量を知り、バランスのとれた食事について考えます。また、家族や仲間などと一緒に食事を楽しむこと（共食）で、食への満足感を高めます。

食事のマナーや礼儀作法を身につけ、自然の恵みや、生産者をはじめ食に関わるすべての人への感謝の心を育みます。また、作物の栽培や調理などの体験活動を通して、食の大切さを理解します。

### 2 食を通じてまち・文化を知る

住民一人ひとりが、町の特産品や郷土料理を学び、地産地消に取り組み、愛荘町の豊かな食文化の継承を図ります。また、町の食文化や伝統食について、町内外に向けて発信します。

### 3 まち全体で愛荘町の“食”を考える

町の各食育関連団体が、ネットワークを形成することにより、生産者の顔が見える環境を整えることで、住民との信頼関係を構築し、食の安全を守ります。また、各団体が連携を深め、町全体で食育を推進します。

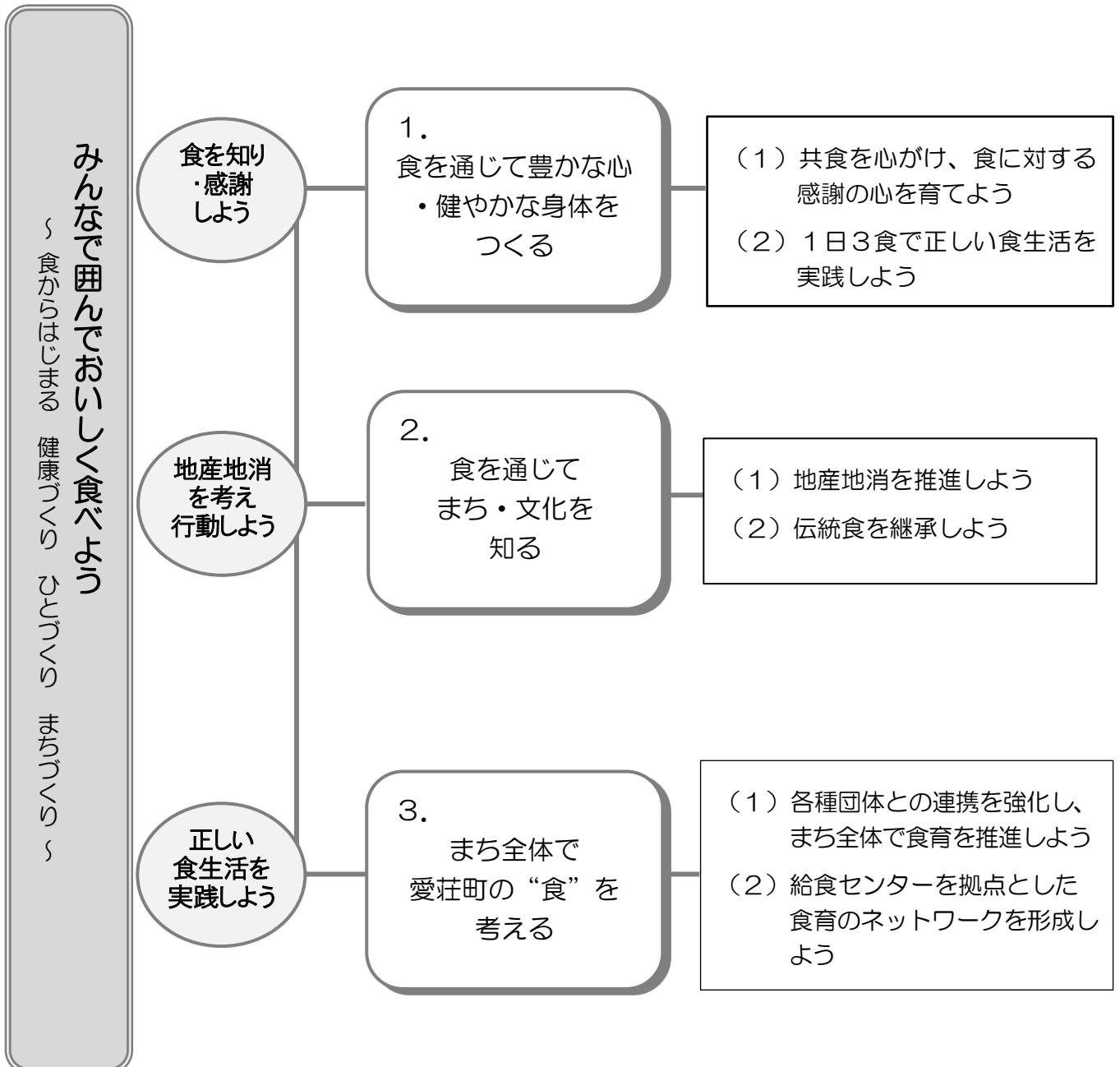
## 4. 施策の体系

前回計画の課題と現状を踏まえ示した基本目標に対し、課題の解決に向け具体的な施策を展開していきます。

【基本理念と基本的視点】

【基本目標】

【取組の展開】



# 第4章 食育の取組

## 1. 食を通じて豊かな心・健やかな身体をつくる

### (1) 共食を心がけ、食に対する感謝の心を育てよう

#### 現状・課題

- 家族と一緒に食事をしている中学生ほど、「食事時間を楽しい」と答えている割合が高いことから、今後も引き続き「共食」を心がけることが大切です。
- 食物を育てたり、栽培する体験活動を通して、食に対する感謝の気持ちを育む必要があります。
- 食事のマナーを身に付けることや、偏食をしないよう心がけることは、学校・園の取組だけでなく、家庭における取組が重要です。

#### 具体的な取組

##### <食べ物に対する感謝の気持ちを示そう>

- ◎「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをして、食べ物への感謝を示そう。
- ◎食材は無駄なく使い、食事は残さず食べよう。
- ◎「もったいない」という気持ちを持ち、好き嫌いなく食べよう。
- ◎食事をつくる楽しさを知ろう。
- ◎家庭において食事のマナーや、礼儀作法を身に付けよう。

##### <共食を心がけよう>

- ◎家族や仲間と一緒に楽しく食事をする時間を増やそう。

#### 食育推進に向けた今後の役割

<今後の役割内容>	取組主体
給食やお弁当の時間を利用して、「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを行い、自然の恵みに感謝し食べ物を大切に作る心を育みます。	保育所 幼稚園 小・中学校
給食の時間や学習の時間等を利用し、子どもたちが食事を楽しみ、食について学ぶ機会を設けます。また、園、学校で取り組んでいる農業収穫体験を、学校の授業等と連動させることで、食に対する学習を効果的に推進します。	JA 東びわこ
「JA 食農教育プラン」に基づいた食育を進め、「ちゃぐりんキッズクラブ」の開催によって、地域の子どもとその保護者を対象に食と農の関わりや食の大切さを知る機会を定期的に提供します。	健康推進課
就学前の子どもや乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供など、家庭や地域と連携・協力した食育の取組が推奨されるよう努めます。	家庭
家族で囲む食卓は食の楽しさが実感できます。家族一人ひとりが自分や家族の食生活を大切にし、食についての知識を高め、さらに家族の会話を通じて、望ましい食習慣や食事マナーなどを身に付けることで、食べ物やそれに携わる人々に対する感謝の気持ちを育てます。	

## (2) 1日3食で正しい食生活を実践しよう

### 現状・課題

- 子どもから大人まで朝ごはんを欠食する人の割合を減らす必要があります。また、朝ごはんを菓子パンやスナック菓子で済ませるといった朝食の簡素化に対する意識改革が必要です。
- 食事のマナーを身に付けるには、学校・園だけでなく、家庭における取組が必要です。
- 家庭の食事では、和食離れが進み、洋食化している傾向がみられます。
- 5年前と比較して、普段の食事で「塩分・油もの」を摂取する割合が増加しており、特に、子どもたちや成人男性に肥満化傾向がみられます。
- 子どもから大人まで1日3回規則正しく食べるためには、家庭における取組が重要です。

### 具体的な取組

#### <正しい食生活を送ろう>

- ◎「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動を実践しよう。
- ◎規則正しい生活リズムと食習慣を身に付け、生活習慣病予防に繋げよう。
- ◎しっかり噛んで食べよう。

#### <栄養バランスを考えた食事をしよう>

- ◎塩分と脂質の摂取量を減らそう。
- ◎大豆、海藻、小魚、野菜、果物を日常的な食卓に取り入れ、カルシウムの摂取量を増やそう。
- ◎インスタント食品や惣菜を利用する場合も、栄養のバランスを考えよう。
- ◎バランスのとれた食事について学び、健康な食生活を送ろう。

### 食育推進に向けた今後の役割

今後の役割内容	取組主体
朝食を摂ることの重要性を伝え、子どもたちの好き嫌いをなくすることができるよう、料理教室や食育だよりを充実させ、食べ物の大切さについて啓発します。	保育所 幼稚園
園、学校が保護者に対して、食に関する効果的な啓発活動、情報発信を行います。また、PTAや地域と連携した取組を推進します。	小・中学校 給食センター
噛むことの効果を伝え、1口プラス10回噛む「噛むCOME+10」を啓発、推進します。	健康推進課
健康推進委員協議会と共に地域の健康づくりに努めます。また、ライフステージに応じた個別の栄養相談を継続的に実施します。	健康推進課 健康推進員
食生活改善に向け「健康レシピ」を啓発します。また、食生活の基礎作りのため妊娠期から母親の食生活の見直しまで、集団指導や個別援助を行います。	給食センター
「献立だより」を通して、各家庭に「朝食摂取の大切さ」を啓発します。また、減塩をしても残食が増えないよう献立を工夫します。	生活研究グループ
子どもが作ることができる簡単なご飯のレシピを開発します。	JA東びわこ
イベント等の企画・実施を通して、子どもから大人までの多世代が交流を深めながら、バランスよく食べる方法の啓発を行います。	

## 2. 食を通じてまち・文化を知る

### (1) 地産地消を推進しよう

#### 現状・課題

- 愛荘町や滋賀県の特産品を使った料理に対する町内での認知度を高めるために、給食の献立に取り入れたり、各団体等でイベントを開催しており、このような取組を今後も継続していく必要があります。
- 地場産野菜の同等規格品が揃いにくい状況にあります。
- 地産地消を普及するためには、生産者・事業者・地域が連携していく必要があります。

#### 具体的な取組

##### <農業体験や地場産物を通じて交流を図ろう>

- ◎作物の栽培や収穫など、体験活動できる機会を持つ。
- ◎地場産物への関心を持ち、生産者との交流を図り、地場産食材を積極的に使用しよう。

#### 食育推進に向けた今後の役割

今後の役割内容	取組主体
愛荘町の米や大豆などの農産物を使用した伝統食の紹介、直売所を通じた普及拡大で地域との連携を図ります。	J A 東びわこ
愛荘町の特産品開発と普及に努めます。愛荘町をはじめ湖東地域にて活発に栽培されているみずくぐり大豆を使用した商品開発を行います。	商工会
地場産物を使用した料理教室を定期的を開催します。	給食センター
給食の白米は、愛荘町で生産された環境こだわり無洗米を使用します。	
「地産地消推進会議」を中心に地域で生産された農作物を地域で消費する地産地消を推進し、地場産物を積極的に給食に取り入れます。	農林商工課
地域の野菜を使った小学生対象の料理教室等を開催します。	生産者

～愛荘町特産品の商品開発風景～



## (2) 伝統食を継承しよう

### 現状・課題

- 愛荘町の行事食や伝統料理を給食の献立に取り入れ、子どもたちに伝えていく必要があります。
- 郷土料理や伝統料理を作らない家庭が増えているので、学ぶ機会を設け、地域への関心を高める必要があります。
- 地域の食育推進団体が減少しており、世代から世代へ地元の伝統食を受け継いでいく機会が少なくなっています。

### 具体的な取組

#### <伝統食・行事食を次世代へ継承しよう>

- ◎地域の郷土料理・伝統食について学ぼう。
- ◎季節や行事にちなんだ料理を知ろう。
- ◎滋賀県、愛荘町の食文化を知り、自分の食生活との関連性を考えよう。
- ◎ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を誇りに思い、大切にしよう。
- ◎郷土料理や行事食を家庭の食事に取り入れよう。
- ◎家庭に伝わる昔ながらの味を子どもたちに伝えよう。

### 食育推進に向けた今後の役割

今後の役割内容	取組主体
町に伝わる料理のレシピを地域に広めます。	健康推進員 生活研究グループ
給食に地域の伝統食、行事食の伝承を取り入れ、滋賀県や町の食文化の啓発を図るとともに、学習の機会を設けます。	保育所 幼稚園 小・中学校 給食センター
手間をかけない昔ながらの料理やお菓子を子どもたちや若い世代に伝えます。	生活研究グループ
直売所で観光客に滋賀県の食材やまちの特産物を知ってもらい、伝統食に関する情報発信を行い、農業体験等を実施します。	生産者
料理、学校給食、栄養、地域の伝統食等に関する図書を手に取りやすくなるよう工夫していきます。	図書館

～地場産物を取り入れた学校給食の実施～



～地域に伝わる伝統料理～



### 3. まち全体で愛荘町の“食”を考える

#### (1) 各種団体との連携を深め、まち全体で食育を推進しよう

##### 現状・課題

- 愛荘町には様々な食育関連団体があり、各団体の活動内容を共有し、さらなる連携を図ることが大切です。
- 生産者とふれあう機会などを充実させていくことが大切です。
- 地域が主となり、町全体で食育を推進していく必要があります。

##### 具体的取組

##### <情報の共有化を図ろう>

- ◎食に関するイベントや料理教室等、交流の場に積極的に参加しよう。
- ◎各団体の取組内容を知ろう。
- ◎食の安全・安心性確保に努めよう

＜今後の役割内容＞	取組主体
広報を通じた食育の啓発活動を推進します。	生活研究グループ
農業体験や収穫した農作物を食べる体験を実施します。	地域
老人クラブの会員に料理教室を開催します。	福祉課（老人クラブ）
食育セミナー・試食会を定期的で開催します。また、給食の食材は、引き続き品質を確認し、安全・安心な給食の提供に努めます。	給食センター
食育啓発イベント等の開催を充実させます。	農林商工課
農業の担い手の育成を図り、各関係機関と連携しながら、安全・安心な農作物の生産を引き続き進めます。	
地域野菜の素材を活かし、アレルギー対応メニューなどの手作り商品開発に取り組みます。また、みずくぐりを使用した味噌を町の新たな特産物としてPRしていきます。	生産者
年代や業種、地域を越えて、食育に関係する様々な団体を支援します。	健康推進課 農林商工課 給食センター

～食に関する指導～



～学校給食試食会の開催～

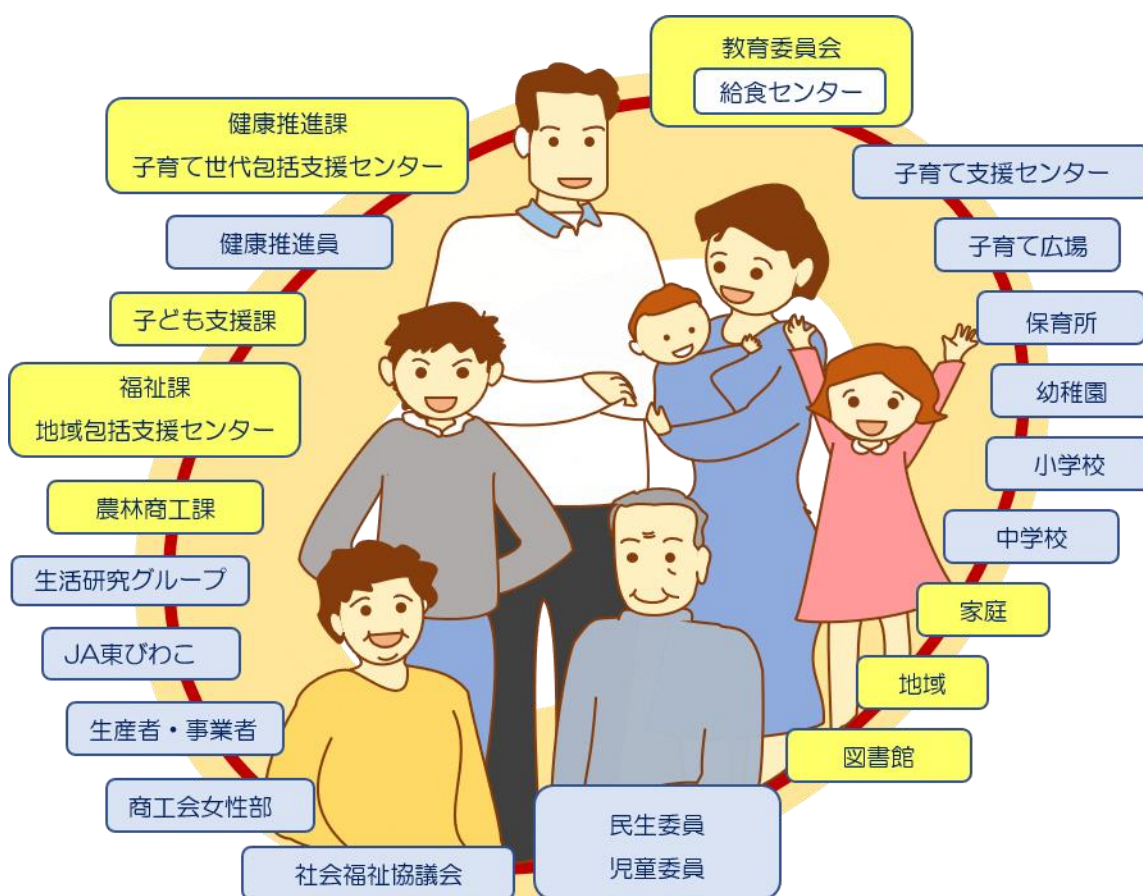




## (2) 給食センターを拠点とした食育のネットワークを形成しよう

愛荘町における「食育」は、各食育関連団体が連携のもと、子どもたちの食育のみならず、家庭・地域の食育についても、推進を図ります。

### 愛荘町食育推進のための各関係機関ネットワーク



# 第5章 目標値の設定

## 1. 目標値の設定

目標値の設定についても健康あいしょう21（第4期）と整合性を図ります。

指 標		令和元年度 実績値	令和6年度 目標値	
小・中学生の朝食欠食率の 減少  <small>（滋賀県朝食摂取状況調査）</small> ※朝食摂取率は「時々食べる」「食べない」の合計	小学生	3.5%	2.5%	
	中学生	10.8%	9.0%	
指 標		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値	
適正体重を維持している人 の割合の増加	30歳代	男性	78.2%	79.0%
		女性	74.2%	76.0%
	40歳代	男性	68.0%	70.0%
		女性	51.2%	52.0%
	50歳代	男性	82.5%	84.0%
		女性	60.0%	62.0%
	60歳代	男性	69.4%	72.0%
		女性	52.9%	55.0%
70歳代	男性	70.2%	72.0%	
	女性	78.2%	80.0%	
愛荘町学校給食の地場農産物使用割合		19.1%	28.0% <small>（滋賀県目標値は30.0%）</small>	

## 資料編

# 1. 愛荘町給食センター運営委員会規則

平成 23 年 12 月 1 日  
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛荘町給食センター条例(平成 23 年愛荘町条例第 18 号)第 16 条の規定に基づく、愛荘町給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を調査および審議する。

- (1) 給食内容の調査研究に関する事。
- (2) 給食施設の運営に関する事。
- (3) 給食費の負担徴収に関する事。
- (4) その他給食全般に関する事。

(運営委員会委員)

第 3 条 運営委員会の委員は、30 名以内とし次の各号に掲げる者の中から愛荘町教育委員会において委嘱する。

- (1) 園長および校長
- (2) 園、学校の給食主任
- (3) 園、学校の PTA の代表
- (4) 学校医の代表
- (5) 学校薬剤師の代表
- (6) 園、学校の養護教諭
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 運営委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 運営委員会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、運営委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運営委員会は、会長が招集し会長が会議の議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 運営委員会の所掌事項を能率的かつ効果的に調査および審議するため、次に掲げる専門部会を設置する。

(1) 献立検討部会

(2) 食育検討部会

第 7 条 専門部会は、運営委員若干人をもって組織し、会長が運営委員会に諮って指名する。

(専門部会の所掌事務)

第 8 条 専門部会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 献立検討部会

ア アレルギー対応食に関すること

イ 衛生管理・物資購入に関すること

(2) 食育検討部会

ア 地産地消に関すること

イ 食育推進に関すること

(庶務)

第 9 条 運営委員会の庶務は、愛荘町給食センターにおいて処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。ただし、付則第 2 項の規定は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(愛荘町愛知川学校給食センター運営委員会規則の廃止)

2 愛荘町愛知川学校給食センター運営委員会規則(平成 18 年 2 月 13 日教育委員会規則第 20 号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則を施行する年度中は、従前の愛知川学校給食センター運営委員会規則および秦荘学区学校給食安全検討委員会規程により委嘱された委員をこの規則の委員とみなし、その役割分担は、教育委員会が行う。

## 2. 食育推進計画策定委員会委員名簿

【委嘱：令和元年度】

選出分野	氏名（敬称略）	所属
園長および校長の代表者	巽 友弘	愛知中学校（会長）
各園、学校の給食主任の代表者	瀧井 円	愛知川幼稚園
	林 都築	秦荘幼稚園
	海外 万希子	愛知川小学校
	加納 尚美	愛知川東小学校
	竹本 亮子	秦荘東小学校
	橋本 美穂	秦荘西小学校
	上村 亮子	愛知中学校
	森野 清美	秦荘中学校
農業者代表	徳田 善正	愛荘町農遊倶楽部（副会長）
J A 職員	松田 一洋	やさいの里・やさいのあいしょう館
健康推進課職員	木村 美紀	愛荘町健康推進課
農林商工課職員	北川 三津夫	愛荘町農林商工課

### 3. 策定経過

年月日		内容 等
R1	7月16日～ 9月9日	食育関係団体へのインタビューによる実態調査（19団体） 庁内食育関係課 聞き取り調査（7部所）
	9月 3日	●第1回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・食育推進計画のあり方について ・国、県の動向確認 ・前回計画の実績・評価の整理
	10月 8日	●第2回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・前回計画の課題整理 ・第3次愛荘町食育推進計画 基本理念と目標の検討 ・評価表の整理と評価
	11月19日	●第3回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・第3次愛荘町食育推進計画 食育推進体制の検討 取り組み内容の検討 ・第3次愛荘町食育推進計画 素案の協議
R2	2月25日～ 3月17日	パブリックコメントの実施
	2月28日	●第4回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・パブリックコメントの内容について ・第3次愛荘町食育推進計画（案）の最終確認

第3次愛荘町食育推進計画

発行：滋賀県愛荘町

編集：愛荘町給食センター

滋賀県愛知郡愛荘町川久保 156-1

TEL 0749-42-2644

FAX 0749-42-7522